

見附市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月5日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第10号

見附市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

見附市学校給食センター条例施行規則（平成30年見附市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「センター」を削り、同条第3号中「学識経験者」を「関係する行政機関の職員」に改める。

第3条第1項中「2年」を「1年」に改める。

第4条第1項第3号を削り、同条第4項を削る。

第6条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市学校給食センター条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。